

国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程

平成16年4月1日制定

平成16年規程第59号

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受け入れた現金及び有価証券とする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究の奨励に供する経費
- (3) その他法人の業務遂行に関し必要な経費

2 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局のうち、教育学部附属学校を除いた部局をいう。

3 この規程において「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

(受入れの制限)

第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者（以下「寄附者」という。）に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果、得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は占有使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により、寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受け入れることにより、著しい経費の負担を伴うもの
- (6) その他学長が特に法人の業務遂行上支障があると認める条件

(届出の義務)

第4条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、寄附者から寄附金の申入れがあったときは、学長に届け出るものとする。

(寄附金の受入れ及び通知)

第5条 学長は、部局長が寄附の内容が適当と認めるものについて、寄附金の受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる寄附金については、法人への入金をもって受入れを決定したものとする。

- (1) 国立大学法人大分大学基金
- (2) 大分大学医学部支援基金
- (3) 大分大学理工学部支援基金

3 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号）第5条第1項第2号に規定する出納命令役及び部局長に通知するものとする。

(寄附金の収納)

第6条 出納命令役は、前条第3項の通知を受けたときは、寄附者に対して寄附金の納入を依頼するものとする。ただし、前条第2項の規定により受入れを決定した場合は、この限りでない。

2 出納命令役は、寄附金が納入されたときは、学長、役職員及び部局長に報告するものとする。

- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。ただし、別の定めがあるときは、この限りでない。
- 4 前項に定めるもののほか、学長が必要と認めるときは、寄附者に対し謝意の表明及び顕彰を行うことがある。
- 5 前項の謝意の表明及び顕彰に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附金の使途)

第7条 寄附金は、その寄附目的以外には使用してはならない。

(寄附金の使途変更等)

第8条 役職員は、寄附目的の達成後に生じた残額を他の使途目的に使用する場合は、部局長を経由の上、学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、その内容が適当と認められる場合に限り、承認するものとする。
- 3 学長は、部局長から、当該部局の職員が他の国立大学法人又は大学共同利用機関法人等（以下「他の機関」という。）へ転出し、当該他の機関に寄附金を移し替える旨の申請があった場合は、その内容が適当と認められるときに限り、これを承認するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、寄附金の受入れ及び経理事務に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第118号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第44号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第55号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第18号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第39号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程57号）

この規程は、平成28年10月19日から施行する。

附 則（平成30年規程54号）

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

附 則（令和3年規程第11号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第7号）

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

年 月 日

〈寄附者〉 様

国立大学法人大分大学長



寄附金の納入について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびお申し出いただきました寄附金につきましては，ご寄附の趣旨に沿って本学の  
学術研究，教育等に活用させていただきたいと思いをします。

なお，ご寄附につきましては，同封の振込依頼書により納入いただければ，有り難く存  
じます。

今後とも，本学の教育研究に対するご理解と，より一層のご支援を賜りますようお願い  
申し上げます。

敬具

様式第2号（第8条関係）

## 寄附金使途変更申請書

第 年 月 日 号

国立大学法人  
大分大学長 殿

部 局 名

研究者等氏名



国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成16年規程第59号）第8条第1項の規定により，寄附金の使途変更について申請します。  
なお，当該変更の内容は下記のとおりとなります。

### 記

- 1 使途変更前の寄附金の名称
- 2 使途変更後の寄附金の名称
- 3 使途変更金額
- 4 使途変更後の使用目的
- 5 使途変更理由（簡潔に記載のこと。）